

財団法人 アジア 21 世紀奨学財団

寄 附 行 為

平成 20 年 3 月 21 日改訂

財団法人アジア 21 世紀奨学財団寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人アジア 21 世紀奨学財団という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都渋谷区神山町五番五号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、アジア諸国から我が国の大学等に留学する者に対し奨学援助を行うとともに、留学生によるアジア諸国の発展と地域間協力に寄与する研究、調査に対し助成を行い、また留学生間の交流活動を促進することをもって我が国とアジア諸国の友好親善と国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) アジア人留学生に対する奨学金の支給
- (2) 奨学金の支給を受けるアジア人留学生に対する生活指導及び助言
- (3) アジア人留学生によるアジア諸国の発展と地域間協力に寄与する研究、調査に対する助成
- (4) アジア諸国の発展と地域間協力に寄与する人物の日本招聘及びその助成
- (5) 日本人とアジア人留学生間の交流と相互理解を促進するための活動の展開
- (6) その他、目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で、基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等、確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事現在数の3分の2以上の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録として作成し、監事の意見を付け、理事現在数の3分の2以上の議決を経て、毎事業年度終了後3月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入れをしようとする時は、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内（うち、理事長1名及び常務理事1名とする）
- (2) 監事 2名又は3名

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長及び常務理事を定める。

- 2 理事の選任にあたっては、理事のいずれか 1 名及びその者と親族その他特殊な関係にある者の合計数が、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 3 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係にあるものを含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務)

第 17 条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。
- 4 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の義務)

第 18 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第 19 条 この法人の役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第 20 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決により理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 役員を解任しようとするときは、その役員に理事会及び評議員会で弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第 21 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 常勤役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員選出)

第 22 条 この法人には、評議員 10 名以上 15 名以内を置く。ただし、理事現在数と同数以上を置かなければならない。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
- 3 評議員の選任にあたっては、評議員のいずれか1名及びその者と親族その他特殊な関係にある者の合計数が、評議員の現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 5 評議員には、第19条から第21条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(顧問)

第24条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関する基本的事項について理事長の諮問に応じ、又は意見を具申する。
- 4 顧問の任期は、2年とし再任を妨げない。

(事務局及び職員)

第25条 この法人の事務を処理するため、必要な事務局及び職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

第5章 会 議

(理事会の招集等)

第26条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第28条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の同意を経なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項

- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
 - (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 2 評議員会の議長は、会議の都度評議員の互選で定める。
 - 3 第26条第1項及び前条の規定は、評議員についてこれを準用する。この場合においてこれらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第29条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 選考委員会

(選考委員会)

第30条 この法人には、第4条第1号及び第3号の事業にかかる選考を行うため選考委員会を置く。

- (1) 選考委員会は5名以上7名以内の委員をもって組織する。
- (2) 委員は、学識経験者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- (3) 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が2名を越えて含まれることがあってはならない。
- (4) 選考委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (5) 補欠又は増員により選出された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更できない。

(解散)

第32条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければ変更できない。

(残余財産の処分)

第33条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、国、地方公共団体又はこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に帰属させるものとする。

第8章 補 則

(維持会員)

第 34 条 この法人に維持会員を置く。

- 2 維持会員は、この法人の運営に関して財政的に寄与する個人、法人又は団体とする。
- 3 維持会員は維持会費を納めなければならない。
- 4 その他、維持会員及び維持会費に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(書類及び帳簿の備付等)

第 35 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに変わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為及び奨学金給与規程
 - (2) 役員、評議員、選考委員及び職員の名簿及び履歴書
 - (3) 財産目録
 - (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (6) 許認可に関する書類
 - (7) 事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
 - (8) 事業計画及び収支予算書
 - (9) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (10) 官公署往復書簡
 - (11) 登記に関する書類
 - (12) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項の書類及び帳簿は、次の区分により保存しなければならない。
- (1) 第 1 号から第 8 号までのものは永久
 - (2) 第 9 号のものは 10 年以上
 - (3) 第 10 号から第 12 号までのものは 1 年以上
- 3 第 1 項第 1 号、第 3 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類及び役員名簿についてはこれを一般の閲覧に供するものとする。

(附 則)

付 則 この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日（平成 20 年 3 月 21 日）から施行する。